

総合病院水戸協同病院 臨床研修管理委員会規程

(目的)

第1条 臨床研修管理委員会（以下「委員会」）は、研修管理委員会の実行・補助機関として研修の諸問題に対し審議を行う。また、専門研修基幹施設として、プログラム管理委員会及び研修委員会の実行・補助機関として連携施設との連絡調整や研修の諸問題に対し審議を行う。

さらには医師・看護師を含む医療従事者の臨床教育・研修に関する事項について審議し、関係各機関・部門の連携を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長、第5条にあげる委員および書記を以って構成する。

第3条 委員長は総合病院水戸協同病院（以下「当院」）臨床研修プログラム責任者がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

第4条 副委員長は、同プログラム副責任者がこれにあたり、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

第5条 委員は原則として臨床研修指導医・内科指導医やコメディカル・事務の代表者などから当院病院長が指名した者があたる。

第6条 研修医の代表が交代で参加することを義務とする。

第7条 書記は当院臨床研修事務担当者があたり、委員会の審議事項の記録及び保管を行う。

第8条 委員会の事務局は医局秘書室に置き、研修の記録及び保管、並びに委員会運営業務を行う。

第9条 議事録は委員回覧を経たのち、個人情報やプライバシーに配慮し、決定した内容のみを職員閲覧可能とする。

(審議事項)

第10条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

1. 初期研修から専門研修までプログラム・カリキュラムを統括管理し、実務や個人研修の管理を行う。研修プログラムの評価及びその結果を見直しする。
2. 合議によって規定に定められた事項の協議や検討を行い、各プログラム責任者や病院長に提言する。
3. 研修医・専攻医を支援し、研修の実施や評価に関する実務的作業を担当する。
4. 見学する医学生・初期研修医に対応し、研修医専攻医募集に関する業務を担当する。また、研修医数・専攻医数が、研修体制に見合ったものか評価し、翌年度の採用人数を検討する。
5. 院内に設置されたシミュレーションルームの管理を行う
6. 医学図書を選定を行う

7. レジデント向けレクチャーを年 40 回程度、医師・コメディカル向けレクチャーを年 40 回程度開催し、臨床医として修得しておくべき基礎知識と臨床技能を修得させる。
8. 医師、看護師その他医療従事者の研修充実に関すること

(会議)

第11条 委員会は原則毎月開催される。開催形態は対面、メール、オンラインのいずれかとする。

(付則)

第12条 この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。